

# 「気象警報」「特別警報」等による休校措置について

【令和8年7月7日更新】

## 1 基本となる判断 ※気象情報(気象庁)

次のいずれかに該当する場合は、臨時休校とします。

**午前6時30分時点において、**

八幡市、久御山町、京田辺市のいずれかにおいて

- ・特別警報
  - ・警戒レベル3相当以上(=各種警報。ただし、高潮・波浪は除く)が発表されている場合
- ※気象警報は「レベル3(警報)」として発表されます。

## 2 例外的な臨時休校の判断について

次の場合については、警報等が発表されていなくても、**臨時休校とすることがあります。**

- (1) スクールバスの運行が困難であると判断される場合
- (2) 午前6時30分時点では警戒レベル3相当の情報が発表されていない場合であっても、気象台等の情報を基に、今後天候の悪化により警戒レベル3相当以上となることが予想され、安全確保が困難であると判断される場合

## 3 午前6時30分以降に警報等が発表された場合の対応について

午前6時30分以降においても、警報等の発表や気象状況の変化に応じて状況に応じて、臨時休校のほか、下校時刻の繰り上げ等、児童生徒の安全確保を最優先とした措置を行います。

- ・スクールバスの安全な運行が困難と判断される場合
- ・地域によって通学の安全確保が困難と判断される場合
- ・気象状況の急激な悪化が見込まれる場合

## 4 連絡について ※[ホームページ](#)

- (1) 臨時休校や対応の変更については、保護者等連絡用アプリ(かくぶり)やホームページによりお知らせします。
- (2) 時間変更等がある場合のみ連絡を行う場合がありますので、必要に応じて気象情報等に御注意ください。

## 5 お願い

保護者の皆様におかれましては、早朝からの気象情報の御確認をお願いすることとなり御負担をおかけいたしますが、児童生徒の安全を最優先とした対応であることを御理解いただきますようお願いいたします。

また、登校が不安な場合には、無理をせず各御家庭で安全を優先した判断をお願いいたします。

## 6 地震発生時の場合

登校前の地震発生時(震度5弱以上)には、自宅待機になります。

<被害状況を把握した上で、その後の対応の連絡をします。>

また、授業中に地震が発生した際は、学校から各家庭に連絡を取り、スクールバスの運行が困難な場合は、学校において児童生徒を保護者に引き渡すことがあります。